

1 はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。学校におけるいじめは大きな社会問題となっており、これまでもいじめを背景に自ら命を絶つという痛ましい事件が発生している。

本校においては、「小林こすもす支援学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめは絶対に許さない」という強い意識のもと小学部、中学部、高等部を設置していることから、児童生徒1人1人の学部・学年や発達の段階、障がいの状況に応じたきめ細かいいじめ防止等の取組に努めることにする。

2 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

(1) いじめ防止等の対策に関する基本的な理念

いじめ防止の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指して行う。

そのためには、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれらを放置することがないよう、児童生徒の発達段階・障がいの特性に配慮しながら、いじめの問題に対する理解を深めるようにする。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめられた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係機関、地域、家庭、学校その他の関係者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(2) いじめの定義 「いじめ防止対策推進法」

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う。
- ・仲間はずれや集団による無視をする。
- ・遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりする。
- ・ひどくぶつかったり、叩いたり、蹴ったりする。
- ・金品をたかる。
- ・私物を隠したり、盗んだり、壊したり、捨てたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをしたり、させたりする。
- ・パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをする。
- ・直接的に関わらなくても、傍観者として見て見ぬふりをしたり、おもしろがったりする。

(3) いじめに対する理解

いじめは、「どの学校においても、どの子どもにも、起こりうるもの」である。とりわけ、いやがらせや口頭またはネット上の書き込み等によるいじめ等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、はやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

3 本校の基本方針の内容

本校の基本方針は、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等を、より実効的なものにするために、本校における基本方針の策定や組織体、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにし、いじめ防止等のための取組を定めるものとする。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめ防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることから、いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめの未然防止が重要であり、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくることを目指して、関係者が一体となって継続的に取り組む必要がある。

その実現のためには、学校での教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを単なるスローガンとしてではなく、実生活における行動として身につけさせることが必要である。その際には、児童生徒の豊かな情操や道徳心を醸成し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育成し、心の通う人間関係を構築する力を養成することが重要である。

また、いじめの背景にはストレス等の心理的な要因もあることから、その解消・改善を図るなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも忘れてはならない。

学校にかかわる大人たちが一体となって、全ての児童生徒が毎日の生活において安心して過ごし、自己有用感や充実感を感じられるような働きかけをすることも、いじめの未然防止に結びつくはずである。

さらに、学校におけるいじめの問題は社会全体で対応することが重要であることから、地域社会がいじめにかかわる取組の重要性について認識し、地域、家庭と一体となって取り組んでいけるような普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童生徒の障がいの特性を考慮しながらささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し児童生徒及び保護者並びに教職員がいじめを相談しやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して常に児童生徒のわずかなサインも見逃さないようにすることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることを確認した場合、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することが必要である。また、事案に応じて関係機関と連携することが必要である。

このため、教職員は平素からいじめを把握した場合の対処について理解を深めておかなければならない。とりわけ、いじめたとされる児童生徒からの事実確認等は、その立場や状況を十分に配慮しながら慎重に行う必要があることから、対人関係スキルを身につけるための研修等を実施し、学校における組織的な対応を可能にする体制を整備していくことが重要になる。

5 地域や家庭との連携

地域社会で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すことは学校教育の基本であり、その実現には、学校関係者と地域、家庭との連携が欠かせない。こうした観点から、いじめの問題についても、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けたり、学校評議員会を活用したりするなど、多様で具体的な対策を立て、それらが有効に機能するよう取り組む。

また、学校と地域、家庭が連携・協力して、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができる環境作りを推進する。

6 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、本校が、いじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方自治体等）との適切な連携が必要である。そのため、平素から、本校や関係機関の担当者による連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

7 本校における取組

(1) いじめ防止のための取組

- ① 校長が積極的にリーダーシップを発揮し、いじめ防止等に関する取組を組織的・計画的に行えるよう必要な指導・助言を行う。
- ② いじめについての共通理解、校内研修や職員会議で本校の基本方針の周知を図り、全校あげていじめ根絶に向けた取組を行う。
 - ア 学級通信等を活用し、いじめ防止についての啓発を行う。
- ③ いじめに向かわせない態度・能力の育成
 - ア いじめはどの子どもにも起こりうることから、すべての児童生徒を対象として、いじめを許さないための未然防止に取り組む。
 - イ いじめ防止等に向け、教職員、児童生徒の人権意識を高める活動等の充実を図る。
 - ウ 集団の一員としての自覚とコミュニケーション能力等を育成する。
- ④ いじめが起きにくい集団の育成
 - ア 個別の教育支援計画や個別の指導計画をもとに、一人一人の障がいの特性に応じた指導・支援を推進する。
 - イ 保護者同士のコミュニケーションがより図れるようPTA活動を活発に進める。
- ⑤ 児童生徒の自己有用感や自己肯定感の育成
 - ア 未然防止の基本として、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できよう授業づくりや集団づくりを行う。
 - イ 集団の一員としての自覚や自信（自己有用感）を育むことにより、互いのよさを認め合い、一人一人の人権が尊重される人間関係・学校風土をつくとともに、本校職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

<主な取組>

- ① 学級、学部毎の活動
「新しい学級」「新しい学年」等（4月）クラス毎の単元（各学期）
- ② コミュニケーションの学習（通年）
 - 小学部…あいさつや相手に適切な方法で要求するコミュニケーション等を東方小学校との交流をととして学習する。
 - 中学部…人間関係やコミュニケーションについての学級活動や学部集会、進路学習、せいの学習、美化活動、主権者教育をととして学習する。
 - 高等部…人間関係やコミュニケーションについてホームルーム活動や学部集会、進路学習、せいの学習、生徒会活動、主権者教育をととして学習する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ① いじめは目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを常に認識し、児童生徒の障がいの特性を考慮しながら、ささいな兆候であっても、いじめではないとかとの疑いを持って、早期の段階から適切に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、組織的に対応し、いじめの積極的な認知に努める。
- ② 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化やサインを見逃さないようにアンテナを高く保つ。また、アンケート調査や随時の面談の実施により、児童生徒がいじめを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。その体制の整備に当たっては、いじめられた児童の教育を受ける権利等が擁護されるよう配慮する。

<主な取組>

- ① 連絡帳や保護者との情報交換をととした、児童生徒の情報収集（通年）・学部会での情報共有

② 相談しやすい体制の整備（通年）

- ・連絡帳やお知らせ等での相談窓口の周知
- ・随時による個別面談の実施

③ 校内アンケートの実施（年2回）

（3） いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、発見者は、その場でその行為をとめる。
- イ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学級担任、生徒指導主事、管理職などと共通理解を図り組織的に対応し、被害児童生徒を守り通す。
- ウ いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、その児童生徒の立場に立って、話を十分に聴いたうえで可能な限り早急に対応する。
- エ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

② いじめの事実確認と報告

- ア いじめ不登校対策委員会が中心になり、いじめの事実確認を行う。
- イ 家庭訪問等により、その具体的な内容を可能な限り迅速且つ正確に保護者に伝える。
- ウ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められる場合、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署と相談し適切に対処する。

③ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ア いじめられた児童生徒や保護者に寄り添い支える体制をつくる。
- イ いじめた児童生徒に対して、必要に応じて別室での指導を行い、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ア 嫌なことをされたり、言われたりしたとき、又は他の人がされている場面を見かけたときは周りの人に知らせるようにする。
- イ はやしたてたり、見て見ぬふりをするのは、いじめに加担する行為であることを分かりやすく理解させる。
- ウ 学級全体で話し合うなどして、いじめをなくそうとする態度を育てる。
- エ いじめの解決には謝罪のみで終わらせるものではなく、人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ア パスワード付きサイトやSNS等を通じたいじめに対応するため、学校における情報モラル教育を進め、保護者への理解、啓発に取り組む。
- イ ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて 法務局、所轄警察署の協力を求める。
- ウ 学校非公式サイト等パトロールで発見され、報告を受けたネット上のトラブルに対して、迅速に対応する。

（4） 教育相談体制

① 児童生徒及び保護者、職員が日頃から相談できる体制を整備する。

（相談窓口：校長、教頭、学部主事、特別支援チーフコーディネーター、養護教諭）

② 児童生徒について、毎日の情報交換の中で、気づきがあった場合は適宜個別面談を実施し、詳細な情報の収集・分析を行う。また、学期1回程度、個別面談週間を設定し、学級担当職員と1対1で話をする時間を設ける。

（5） 児童生徒が主体となる取組

児童生徒自らがいじめ問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え児童生徒自身がいじめの防止を意識するような取組を推進する。

- ① 児童生徒会を中心とした全校集会・学部集会等での取組
- ② 一人一人の教育的ニーズに応じたコミュニケーションの学習

- (6) 地域、家庭、PTA等との連携保護者や児童生徒の支援者との人間関係づくりを図り、学校内外の児童生徒の様子を細やかに把握し、情報交換を行う。
- (7) 人権教育を推進し、自他の生命を大切に考えたり、いじめを許さない気持ちを強めたり、自他の違いを受け入れて共に生きようとしたりする望ましい価値観を育てる。
- (8) 関係機関との連携
 - ① 県西地区生徒指導連絡協議会に加入し、情報の共有に努める。
 - ② 必要に応じて、警察、児童相談所、医療機関等とも適切な連携がとれる体制を整える。
- (9) 重大事態への対処
 - ① 事案が重大事態である場合は、学校全体がいじめ・不登校対策委員会の調査に全面的に協力する。
 - ② 調査により明らかになった事実関係について、学部との連携を図り、いじめられた児童生徒や保護者に対して、適切に情報提供と誠実な対応を行う。

8 いじめ・不登校対策委員会の設置

(1) 目的

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の職員が抱え込むことがないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

(2) 機能

- ① いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正（PDCA サイクル）を行う役割
 - ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ④ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- (3) 構成員 校長、教頭、教務主任、学部主事、生徒指導主事、特別支援チーフコーディネーター（学級担任、学級副担任）

9 学校評価における評価

本校の評価項目に次の事項を設け、評価を行う事とする。

- (1) 学校評価においては、いじめの事実が隠蔽されないように、いじめ発生の場所での迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等を評価する。
- (2) いじめの有無やその多寡だけをより評価のではなく、いじめ問題への具体的な取り組み状況や指導後の経過やいじめ行為の消滅等により評価する。

資料1 学校いじめ防止プログラム

		項 目	時 期
いじめ防止のための措置	児童生徒が主体となつた活動	○学級での話し合い活動	通年
		○ボランティア活動の推進（学校内・外のゴミ拾い 等）	学期 1 回程度
		○集会活動や合同授業による仲間作り	通年
		○学習活動での人間関係の形成やコミュニケーションの指導	通年
		○生徒会による運動会やこすもす祭など学校行事の企画・運営	通年
		○生徒会主催の行事の充実（児童生徒の集い）	学期 1 回
		○掲示物の作成	通年
	教職員が主体となつた活動	○ 1 人 1 人の実態に応じたわかる授業の展開	通年
		○職員相互の授業研究会の実施	必要に応じて
		○教育相談・個別面談の実施	通年(学期 1 回 設定)
		○学級活動やホームルーム等を中心にした道徳教育や情報モラル教育の時間の設定	通年
		○せいの学習実施（身だしなみ・人との関わり・情報モラル等）	月 1 回程度
		○感染症によるいじめ・偏見防止のための指導教育	通年
		○PTA総会での学校の方針説明	4 月
		○学校公開	通年
		○外部講師を招聘した講演会の実施	必要に応じて
		○保護者を対象とした研修会の開催	必要に応じて
		○単独通学生集会（高等部）	学期 1 回程度
	いじめの早期発見の措置	○生徒等の発する具体的なサインの整理と共有	通年
		○学校独自のアンケートの実施	5 月 1 2 月
		○県下一斉のアンケート実施	1 1 月
		○職員会議、学部会等での情報の共有	通年
		○進級時の情報の確実な引継ぎ	3 月 4 月
		○過去のいじめ事例の蓄積	通年
		○学級（担当）との教育相談・個別面談週間の設定 （※ 1 対 1 で話せる時間の設定、いつでも相談できる環境）	学期 1 回程度 5 月・10 月・2 月

資料2 学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント

- 全ての学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める
- 全ての学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける
 - ・いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要
 - ・いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対応
 - ・いじめに係わる情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかにいじめ不登校対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる

(1) いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・1人1人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《生徒指導主事》

- ・いじめの問題について学部会や職員会議等で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から全学部を定期的に訪問し、児童生徒とのコミュニケーションを積極的に行い、良好な関係作りを行い、相談しやすい環境を作る。
- ・いじめの問題に児童生徒自ら主体的に参加する取組を推進する（生徒会活動や集会活動など）。
- ・家庭や関係機関等との連携を密にし、情報交換等に取り組む。《養護教諭》
- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《管理職》

- ・学部集会や全体集会等で校長、教頭が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人間教育の充実、情報モラル研修、体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会など積極的に設けるよう教職員に働きかける。

(2) 早期発見のための措置 《学級担任等》

- ・日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・授業時間・休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談を活用し、教育相談を行う。

《養護教諭》

- ・保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

《生徒指導主事》

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。

《管理職》

- ・ 児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

(3) いじめに対する措置

① 情報を集める《学級担当等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教職員が直ちに現場に駆けつける）。
- ・ 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、管理職や生徒指導主事等の関係職員と共通理解を図る。
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・ いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

《「いじめの防止等の対策のための組織」(以下、「組織」という)》

※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学部主事、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定。

- ・ 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

② 指導・支援体制を組む《「組織」》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応、その保護者への対応、教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

③-A 子どもへの指導・支援を行う ※ 「組織」で決定した指導・支援体制に基づく、指導・支援を行う《いじめられた児童生徒に対応する教職員》

- ・ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた児童生徒に対応する教職員》

- ・ いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。

- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

《学級担任等》

- ・ 学級等で児童生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を児童生徒の実態に応じて行き渡らせるようにする。
- ・ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引継ぎを行う。

③ーB 保護者と連携する《学級担任を含む複数の教職員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

資料3 いじめられた児童生徒・いじめた児童生徒にみられるサイン

1 いじめられた児童生徒のサイン

いじめられた児童生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サイン	チェック
登校時朝の様子	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。	
	教職員と視線が合わず、うつむいている。	
	いつもより情緒が安定しない。	
	体調不良を訴える。	
	他の児童生徒や教師を避ける。	
	朝の片付け、着替え等がいつもより極端に遅い。	
	教室に入りたがらない。	
	いつもと明らかに様子が違う。(泣く、大きな声を出す等)	
授業中	保健室・トイレに行くようになる。	
	教材等の忘れ物が目立つ。	
	机周りが散乱している。	
	決められた座席と異なる席に着いている。	
	持ち物等に意図的に付けられたものと思われる汚れがある。	
	教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。	
休み時間等	昼食を教室の自分の席で食べない。	
	用のない場所にいることが多い。	
	ふざけ合っているが表情がさえない。	
	衣服の汚れ等がある。	
	他の児童生徒と関わりをもとうとしない。	
放課後等	慌てて下校する。	
	持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。	

2 いじめた児童生徒のサイン

いじめた児童生徒がいることに気が付いたら、積極的に児童生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン	チェック
教室等で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている。	
ある児童生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。	
教職員が近づくと、不自然に分散する。	
自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童生徒がいる。	
教職員に対していつもの様子と異なり、丁寧な言葉を使うなど、自分は何も悪いことはしていない態度を取り始める。	
教室の雰囲気がいつもと違う。	

資料4 教室や家庭・施設等でのいじめのサイン

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン	チェック
嫌なあだ名が聞こえる。	
席替えなどで近くの席になることを嫌がったり、席替えをすること自体を嫌がったりする。	
何か起こると特定の生徒の名前が出る。	
ある児童生徒が教室内で孤立していることがよくある。	
壁等にいたずら、落書きがある。	
机や椅子、教材等が乱雑になっている。	

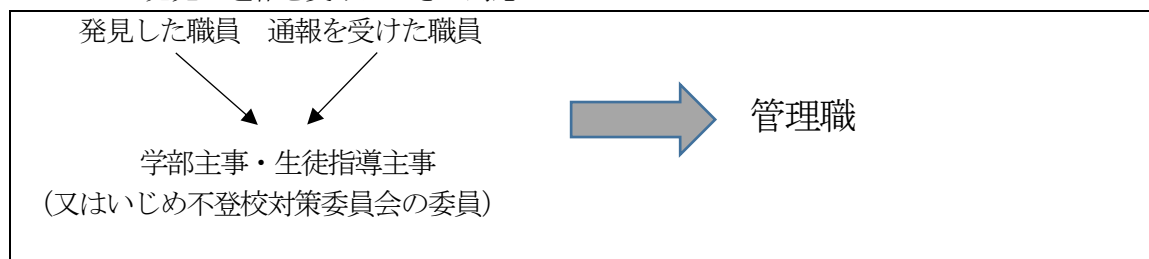
2 家庭や施設等でのサイン

家庭や施設等でも多くのサインを出している。児童生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者や必要に応じて施設に伝えておくことが大切である。

サイン	チェック
学校や友達のことを話さなくなる。(施設の職員にだけ話すようになる)	
友達やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。	
朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。	
電話に出たがらなかったり、友達からの誘いを断ったりする。	
メール等をこそこそ見たり、電話におびえたりする。	
不審な電話やメール等がある。	
遊ぶ友達が急に変わる。	
部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。	
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。	
理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。	
登校時刻になったり、学校に近づいてきたりすると体調不良を訴える。 (施設の職員に体調不良を訴える)	
食欲不振・不眠を訴える。	
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。	
家庭の品物、金銭がなくなる。	
大きな額の金銭を欲しがる。	
いつもに比べ自傷行為が多い、情緒が安定しないなど様子が違うことがある。	

資料5 いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応



イ 情報の共有

